

ぐんまEXPORTサポート補助事業利用案内

群馬県産農畜産物等の海外販路拡大のため、県内の生産者や事業者が輸出に取り組む際に必要な経費の一部を支援する。

補助事業概要

1 補助対象事業者

- (1) 群馬県内に生産拠点を持つ生産者
- (2) 群馬県内に加工拠点を持つ事業者
- (3) (1)や(2)の2以上の者から構成される群馬県内に所在する団体

2 補助対象品目

- (1) 群馬県内で生産された農畜産物及び水産物
- (2) 群馬県内で生産された加工食品
(原材料における県産材料の割合が50%以上のものに限る)
- (3) 群馬県内に生産拠点を持つ生産者が開発した農畜産物及び水産物に係る知的財産

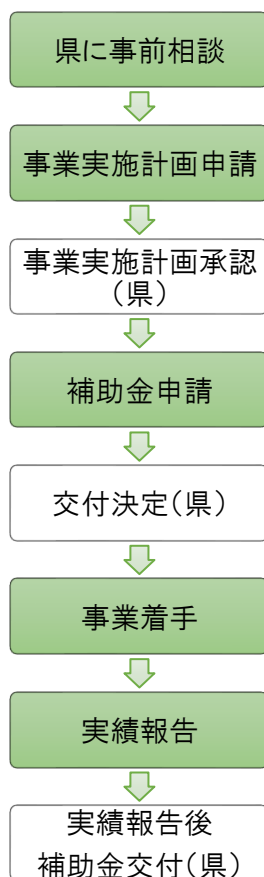
3 補助対象経費

別表1に記載する経費

※令和8年2月28日（土）までの事業完了が必須

別表1 補助対象経費（10項目）

補助金交付の流れ



補助対象経費	事業内容
海外での知的財産権の保護に係る経費	・ 商標権、意匠権、特許権等の取得
輸出向けのP R資材作成に係る経費	・ 多言語パンフレット、動画、パッケージデザイン作成等
輸出向けの食品等見本市出展等に係る経費	・ 国内外で開催される輸出向けの食品等見本市出展に係る出展料等
国際見本市参加等に係る渡航費	・ 国外で開催される国際見本市や国外での商談等への参加に係る渡航費
多言語HP作成に係る経費	・ 多言語HP作成に係る経費
輸出向けの輸送資材作成に係る経費	・ 試作、デザイン作成等
輸出向けの輸送試験に係る経費	・ 輸送条件の検討のための試験費用等
輸出向けの検査及び成分分析等に係る経費	・ 輸出に係る放射性物質検査、残留農薬検査費等 ・ 輸出に係る成分分析検査費等
輸出向けの専門人材活用に係る経費	・ 輸出に係る外部専門家への謝金等
輸出向けの認証取得に係る経費	・ 海外販路開拓に必要な認証(※)取得にかかる費用 (※)GAP、ハラル、コーシャ等

4 補助率及び補助上限額等

下記の表に定めるとおり。同一補助対象事業者につき通算 3 回まで利用可能。同一会計年度内に複数の対象経費の利用が可能であるが、その場合は補助対象経費ごとに 1 回と数える。

ただし、3 回目の補助事業の完了した日の属する会計年度から 3 年を経過する日の属する会計年度が終了した場合は、再度補助金の交付申請が可能。
(この場合はそれまでの利用回数をリセットする。)

補助対象事業者ごとの補助率及び補助上限額

補助対象者	補助率	補助上限額
1 で示す者	1/2 以内	500 千円
1 で示す者のうち、補助対象品目について有機 JAS 認証を有する場合	1/2 以内	700 千円
特定の事業に参加した者で、事業に参加した会計年度から 1 年を経過しない場合	1/2 以内	700 千円

5 留意事項

本事業の利用に当たっては、群馬県ぐんまブランド推進課への事前の個別相談が必要です。詳細につきましては、下記問合せ先までお問い合わせください。

<問合せ先>

群馬県農政部ぐんまブランド推進課 輸出促進係

所在地：群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁 19階

T E L：027-226-3131 E-mail：burando@pref.gunma.lg.jp